

とっとり 市議会 だより

9月定例会のあらまし

9月定例会は、9月4日から10月2日までの29日間にわたって開催されました。議案としては、予算6件、決算5件、条例9件、その他7件、人事案件3件が審議されました。6・7・11・12・14・15日には37人の議員が市政一般に対する質問を行い、活発な議論が展開されました。19日には常任委員会が開催され、それぞれ付託された議案や陳情についての審査を行いました。

21日には、委員会審査の結果を各委員長が報告した後、議案の採決が行われ、市長から提案された、決算5件を除く25件の議案が原案のとおり可決・同意・承認されました。

21・22・25・26日には決算審査特別委員会（一般・特別会計、企業会計）が開催され、付託された決算についての審査が行われました。

10月2日には、委員会審査の結果を各委員長が報告した後、決算の採決が行われ、市長から提案された決算5件の議案が原案のとおり認定されました。また、議員提出の5議案についても原案可決されました。

No.134

平成
18年

9月
定例会号

主な記事

一般質問	2P~9P
委員会報告・研修会	10P~11P
陳情・人事	11P
提出議案と結果	12P



霊石山から飛び立ち、空中散歩を楽しむパラグライダー（河原町）

霊石山は、高さ、眺望、気流と三拍子揃った、スカイ・スポーツの好エリアとして知られています。

議会に関するご意見・お問い合わせ

鳥取市議会事務局

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地

TEL(0857)20-3343 FAX(0857)20-3049 E-mail:gikai@city.tottori.tottori.jp

9月定例会

一般質問

9月定例会では、9月6日から15日までの休会日を除く6日間にわたり、37人の議員が延べ105項目の質問を行いました。本誌では、各議員の質問の中から、それぞれ1項目についての質問と答弁の要旨を掲載しています。

議事録の全文は、市議会のホームページから閲覧できますのでご利用下さい。

地域づくり	2 P ~ 3 P
子育て・教育	3 P ~ 4 P
福祉・医療	4 P ~ 5 P
危機管理	5 P ~ 6 P
都市整備	6 P ~ 7 P
変電所問題	7 P
都市交流	7 P
農林業	8 P
その他	8 P ~ 9 P

地域づくり

広域バス路線の維持について



谷口 輝男
(清和会)

問 路線バスは、地域住民にとって最も身近な公共交通である。バス事業者が新ダイヤの住民説明会を開いているが、本年10月からの新ダイヤの見直し案はどのようなになっているのか。

答 (市長) 10月1日からの新しいダイヤの見直し案については、広域バス路線

全38路線を改めて見直しを行い、廃止した路線が4路線、経路変更や路線縮小の再編を行った路線が14路線、当面は現行どおり運用する路線が20路線となっている。なお、廃止や再編に伴い、代替路線として2路線を新設している。

(都市整備部長) 廃止や再編により路線縮小、減便になった地域もあるが、住民説明会での意見をもとに、バス事業者と協議し、ダイヤ変更などの利便性を高めているところであり、生活交通手段の確保はできたと考えている。

総合支所の役割について



湯口 史章
(清和会)

問 本庁及び各支所は、相互に連携・協力するとともに地域住民との協働により各地域の総合的な振興を図っていくためには、現在の総合支所の体制でその役割が十分に果たされているのか伺う。

答 (市長) 効率的で質の高いサービスを提供するために、本庁と支所との担当課の緊密な連絡は大きな課題と認識している。本庁の関係課と支所の関係課、ま

た支所全体と本庁との関係、いろいろな局面において、今後も事業を円滑に推進するため、できる限り緊密な連携をとっていききたい。地域に一番近いところでの情報を取り入れた政策形成に関して、総合支所の職員、また担当者、担当課長など、関係者がいろいろな段階で意思疎通が図れるような体制づくりを推進していく。

第8次総合計画について



河村 行康
(清和会)

問 河原中学校の建設の着工時期について伺う。また、クリーンセンターの協定を守ることは、国英地区に可燃物処理施設を建設しないことであると考えるが、市長の考えは。

答 (教育長) 河原中学校の建築計画



校舎の老朽化が進んでいる河原中学校

は、第8次総合計画に位置付けており、平成20年に基本設計、21年に実施設計、22年と23年度で建築という計画である。

(市長) クリーンセンターの協定は守るといっても、当施設が停止した後のごみ処理を責任を持って実施するため新しい処理施設が必要であり、今度は東部広域管理組合の立場で、新しい施設の必要性、緊急性を説明させてもらっている。

東部広域の立場で、必要な施設を当地域の1市4町、ひいては住民の重要な課題として取り組んでいかなければならないという点は理解されたい。

問 交通安全対策と施策について、自転車の安全確保と交通安全指導の徹底、市道の整備について伺う。

答 (市長) 信号や横断歩道、標識等の交通安全施設の整備に取り組んでおり、地域の要望による危険箇所の対策を、関係者と現地確認などを行い、交通規制の検討、交通安全施設等の整備に取り組んでいる。

また、自転車利用者の歩道での交通規制等を街頭広報や自転車教室等を通じて周知し、交通ルールの徹底を図る。

(都市整備部長) 生活道路における安全対策は、地域の実情を聞きながら、現地確認の上で、急ぐところから対策を行っている。歩道の点検は毎年行っており、歩道の幅、段差、障害物、点字ブロック等について

交通安全対策について



入江 順子
(ことう風)

調査し、危険箇所は改善を行って

市有地の活用について



下村 佳弘 (清和会)

問 気高町から引き継がれた事業用地(仮称「ふれあいと創造の丘」)が現在利用されていないが、第8次総合計画での利用計画もな

答 (市長) 気高町時代の構想、具体的に計画されていた内容を、総合支所と関係等で検討し、改めて見直しが必要なものであると考えている。第8次総合計画への位置付けはな

いが、大きな未利用の状態の土地について、処分等も含め積極的に考えていかなくてはならないというのが今の段階である。構想に沿って利



利用基準を整備し、利用されている公用マイクロバス

用するということではなく、これからどういう形が考えられるのか、未利用地の活用、場合によって処分も含めて、年度内を目的に検討結果を出していきたい。

公用マイクロバスの運用について



岡田浩四郎 (清和会)

問 公民館事業で新市を見て歩くという事業が行われており、これは市民の一体感を醸成する絶好の事業だ

答 (市長) これが公用バスの使用対象にならないと言われたが、市長はどう考えて

いるか。

答 (市長) 公用マイクロバスは、基本的に公用に支障がなく、民業を圧迫しない範囲で利用の範囲を拡大していくという考え方で利用基準を整備している。単に団体が市内を観光して回るのであれば該当にならないが、公民館事業であり、市の関連施設などを見

子育て・教育

子育て環境の整備について



森本 正行 (こう風)

問 学校教育施設等、人口動態予測を生かした施策が必要であると考え

答 (教育長) 教育委員会

学して本市の理解を深めるというのであれば、マイクロバスの管理及び使用に関する要項に照らして該当する事業であり、今後も利用できる内容であると判断をしている。判断の仕方、手順、判断の内容の基準を統一して、要項に照らして徹底すべきと考えている。

は、平成24年までの人口動態の数字は持っているが、現実には早急に対応しなければならぬ施設がたくさんあり、校舎の増築等の先取りした政策はかなり困難ではないかと考えている。子育て支援の施設整備として放課後児童クラブがあるが、文部科学省と厚生労働省が19年度より放課後の児童対策について新たな制度を考えており、9月の中旬に全県の教育委員会を集めて指示がある予定であり、その全貌が判ってくる

と思う。具体的な対策がとれると考えている。

本市の同和保育方針について



中西 照典 (こう風)

問 3年間を通じて実施される同和保育推進指定園制度を今後継続されるのか。また、現在本市は同和保育を保育方針としているが、今後の保育指針についてどのような見解を持っているのか、市長の考えを伺う。

答 (市長) 同和保育推進指定園事業について、平成3年度より15年間にわたり事業を実施してきており、鳥取地域の全ての公立・私立保育園及び若草学園が指定研究を終えている状況もあり、今年度を最後に事業を終えたいと考えている。

また、今後の本市の保育指針について、市の内部で議論しているが、国において平成11年10月29日に保育所保育指針が定められているところであり、この

国の指針との整合性が図られるよう、改めて検討委員会等を設けて見直しを進めていくことが重要であると認識している。

子育て支援策について



鶴巻 順 (こう風)

問 健康子育て参事監の具体的な役割と期待について伺う。また、子育てのワンストップサービスとして子ども課、子ども部という体制を整えられる考えが

答 (市長) 健康子育て参事監は、児童家庭課と保健



子育て施策の総合的な調整機能が期待されている健康子育て参事監

センターを所管し、市民の健康増進、子育て環境の充実に取り組んでいくことがねらいであり、子育て施策の中心として、総合的な調整機能を果たしていくことを期待している。

また、合併時に駅南庁舎が、中央保健センターのあるさざんか会館の隣にでき、子供に関する取り組みがかなり集中化し、福祉保健部がまとまり、窓口の一元化も進んできたと考えている。これから、さらにホームページの整備など、子育てに対する全体的な支援体制を、利便性の高いものにしていきたいと考えている。



武田 えみ子 (公明党)

子育て支援策について

問 子育て支援策について、出産育児一時金は、早く届け出をすれば退院時に受け取ることができるが、受領委任払いにされる考えはないか伺う。

答 (副市長) 本市では受領委任払い制度については平成11年度から高額療養費について既に実施している。このたび、国が会社勤めの方などが加入している社会保険について出産育児一時金の受領委任払い制度を実施することに伴い、国民健康保険についても9月中旬には実施についての通知を出すと思われる。本市としては、子育て支援策の一つとして、出産育児一時金の受領委任払い制度の導入は必要であると考えており、医師会及び医療機関等との関係機関と調整を行うなど、実施に向け検討していく。



藤原 繁義 (民社会)

不登校問題について

問 不登校は心の問題だけでなく進路形成の問題でもあり、市全体で教育改革にあたるべきと考えるがどうか。

答 (教育長) 心の問題だ

けでなく進路形成の問題でもあるとの指摘は、同感であり、不登校問題を解決することは、児童・生徒が将来的に、精神的・経済的にも自立し、豊かな人生を送ることができるよう社会的な自立を図ることが大きな目的だと考えている。本市にとつても無視できない大きな問題だと考えており、

福祉・医療

障害者自立支援法実施における影響について



村口 英子 (共産党)

問 若草学園の使用料について、国より保育料程度の負担水準に抑えられ、通園児が全て3歳以上児である当学園の使用料を、国の3歳以上児の保育基準の6,000円にする考えはないか、伺う。

答 (福祉保健部長) 8月

県教育委員会が開設している適応指導教室を来年度から閉鎖する方針であるが、この対策として、不登校の児童・生徒や保護者あるいは学校が、身近に指導や助言が受けられる教育支援センターのハード面、ソフト面を具体的に現在検討している。

24日、国より、低所得者については一般の子育て世帯との均衡から、利用者負担を保育所の保育料と近い離さない水準に抑える軽減措置が示され、現在、示され



障害者自立支援法の施行に伴い運営方式が変更となる市立若草学園

聴覚障害者等への取り組みについて



本多 達郎 (新国会)

た基準に基づき、使用料を定める作業を進めているところである。本市としては県や他市等も参考にしながら、情報等を交換し、見直しということも参考の一つになるのではないかと考えている。10月以降、利用者の声を聞きながら、単価、使用料がどうなのかということまで検討していきたいと考えている。

税制改正と市民生活について



角谷 敏男 (共産党)

また、利用者負担について、手話通訳や要約筆記といったコミュニケーション支援事業に係るものは、従来どおり無料としていきたいと考えている。

問 介護認定者が5,300人余りおられ、この方々に障害者控除ができて負担軽減ができる場合があることを周知すべきと考えるがどうか。

答 (市長) 手話

(出産育児一時金) 受領委任払い：出産後に支給される出産育児一時金を直接市から病院等へ支払うことにより、出産される方の一時的な負担を軽減するための制度。

答 (福祉保健部長) 今後介護認定結果通知書の送付の際、障害者控除ができることを案内していきたい。

(市長) 既に所得税法に基づく障害者認定制度、税の減免が受けられる場合については、介護認定結果通知に同封する文書への記載、本市が行うケアマネジャー連絡会での説明等は考えており、今後、できる取り組みをやっていく。対象者全員に個別通知という方法ではなく、認定結果通知書に同封する文書への記載や、確定申告の前の市報などへの記事掲載をして、周知を図る。個別の相談も受けて適切に対処することで対応していきたい。

健康診断について



秋口 政俊 (こう風)

問 合併後、特に旧町村の受診者が減少しているが、体制や制度の見直し、地域保健センターへの保健師の



乳幼児健康診断の拠点である中央保健センター

複数配置等の策を講じるべきと考えるがどうか。

答 (福祉保健部長) 合併後は、通知を過去3年の市の健診受診者と5歳毎の節目年齢の方に変更したと、個別健診を導入し、集団健診を減らしたことが、受診者数減少の原因とされており、新しい健診体制が浸透するよう周知を図っていく。

事業を効率的に実施するため、中央保健センターに専門職を配置し、各支所には1名ずつの保健師を配置し、協力しながら健康づくり事業を展開している。合併後、支所の保健師が1名となった所は、中央との協力体制の強化や地域の出前事業等を増やし、保健サービスの向上に努める。

認知症にやさしいまちづくりについて



谷口 秀夫 (公明党)

問 認知症を支援する認知症サポーターの目的と役割について、またサポーターと連携し、どのようなまちづくりを目指しているか伺う。

答 (市長) 認知症サポーターは、認知症の人の尊厳を保ち家族と安心して暮らせる地域づくりの推進を目的に養成される応援者であり、地域での認知症に対する理解と家族への支援体制の整備がその役割である。

(福祉保健部長) 認知症サポーターの自発的活動を期待するとともに、家族の代わりに見守る支援員また、後見人候補者として活躍していただけるよう人材バンク制度を整え、登録を働きかけていく。今年度から実施している認知症サポーター養成講座については、今後、金融機関や商店等の民間事業所へも働きかけ、

参加をお願いしていく。

危機管理

地域防災計画について



有松 数紀 (清和会)

問 地域防災計画における自主防災会に対する行政の支援と告知端末機等への補助について伺う。

答 (防災調整監) 自主防災会の支援策として、消火器具の支給や助成、自主防災会への活動助成、地区の自主防災協議会が行う防災訓練の助成、リーダー育成講習会への助成を行う。

FMによる災害情報の伝達は有効な手段である。緊急告知FMラジオについては、現在導入や購入助成等は考えていないが、今後、導入した自治体等の運用状況等を踏まえ、活用の可能性を研究していく。

(市長) 自主防災会や自主防災組織が自治会をベースに構成されている中で、実際に自主防災会と自治会は別のものという認識の上で自主防災会の活動に一定額の助成金を出している。

小・中学校、市民プールの安全対策について



松田 重実 (こう風)

問 学校プールに関して、行政として共通マニュアルを作成し、全職員に徹底することが効果的ではないか。また、本市所管プール3カ所の指定管理者である管理会社への指導徹底はどうしているか、教育長に伺う。

答 (教育長) 学校のプールの施設管理、使用管理、事故防止及び事故発生時の対応に関して、点検表、マニュアルを作成し、安全で安心して使用するための管

危機管理対策について



房安 光 (こう風)

問 災害時に拠点施設となる庁舎、各支所の地震、停電、浸水等の対応と、バックアップ体制について伺う。

答 (副市長) 耐震性は駅南庁舎と鹿野、青谷支所庁舎が新基準に適合し、停電には、本庁舎、駅南庁舎、河原、佐治、青谷、気高、鹿野の各支所に自家発電設備を設置し、このうち河原



耐震基準に適合している駅南庁舎

問 本市の防災・防犯の「安全安心メール」は所管課で配信情報の共有ができていない。的確でスピード感のある情報提供について伺う。

答 (防災調整監) 安全安心メールは、防犯・防災の情報を事前登録者に一斉配信する構造で危機管理課から情報を配信しているが、学校に関する情報は教育委員会から配信している。双方が相互に情報を共有し、

配信することもある。現在情報配信は職員の手作業で時間を要するため、気象警報等情報によっては自動発信し、スピードアップを検討していきたい。

(教育長) 学校への情報は、メール、ファックスで行っており、安全安心メールは情報伝達の補完システムととらえている。また、今後、不審者情報を地域等へ提供していきたいと考えている。

十分な警戒をしていきたい。なお、盛土部分の高架に関し地元との調整が続いているが、市として、地元の意見をしっかりと国に伝えていきたいと考えている。



吉田 博幸 (新政会)

市民会館の建て替えについて

問 市民会館の建て替えについて、建て替え場所と合併特例債の活用等もあると思うがいかがか。

答 (市長) 第8次総合計画では、5カ年の期間に文

化・芸術の総合的な施設を検討することになっている。これまでの流れで、総合的文化芸術施設は市立病院跡地の利用を念頭にと表現しており、「そこに決めた」とは記載していない。



昭和41年に建設された鳥取市民会館

合併後の文化・芸術の総合的施設をどこに配置するか、総合計画に基づき幅広く検討する必要があるが、また県民文化会館との機能分担も重要な問題である。

答 (市長) 紫外線によるクリプトの不活性化だけでは、安全で安心な水になるわけではなく、より広範囲にクリプトなどの原虫、ウイルス、細菌等を取り除く膜ろ過法は、質と安全性の高い水を供給でき、現時点で本市としての最善策であると考える。市民生活を大切にするという立場からは、水道を始め、低い公共料金が見えませんが、水道水の場合、特に安全性は重要である。膜ろ過の方式は安全性の上でも優れているので、安全性とコストとの関係において、現在の計画の

浄水場建設問題について



寺垣 健二 (市政改革クラブ)

問 厚生労働省が紫外線処

安全安心メールについて



桑田 達也 (公明党)

支所以外で防災無線に接続できる。浸水対策は、本庁舎には排水ポンプ、福部支所には、救助用ボート、ポンプ車を配置している。
(企画推進部長) 電算処理データは、毎日バックアップをとり、耐火金庫に保管しており、電算設備は平成20年度に更新予定である。
(防災調整監) 本庁舎が被災した場合、駅南庁舎に、支所が被災した場合は他施設へ対策支部を設置し、速やかに応急対策を行う。

都市整備

鳥取自動車道の円通寺インターチェンジについて



高見 則夫 (新政会)

問 西円通寺地区は、インターを従来の高架構造から盛土構造へ変更をすることにより、地理的な関係から大災害が想定される。住民の安全・安心のため、計画を地元の意向に沿うべきと

考えるが、市長の考えは。

答 (市長) 西円通寺地区のインター整備にあたり、完成後の水害対策として、国土交通省が、砂見川までの千代川左岸の堤防の安全性を調査・検討しているところである。また、市としては、全域にわたる防災情報の伝達体制の整備を第8次総合計画で予定しており、それまでも、重要な水防地域として、消防団と連携し、

整備が進められている鳥取自動車道



整備が進められている鳥取自動車道

推進と、さらなるコスト削減の努力の両方をしつかり

と着実に進めていくことが現時点で必要と考える。

変電所問題

鳥取中央変電所について



橋尾 泰博
(新政会)

国電力に、多くの住民が不安を抱えている段階での工事着手は控えてほしいと要請しており、続けられていく話し合いの経過を、本市としても重大な関心を持って見守っており、無関心ではないことを理解されるところ。

問 変電所問題について、調整役としての本市のスタンス、また、まちづくりの観点から中国電力自社所有地の活用策に対する本市としての提言について、市長の考えを伺う。

答 (市長) 市として、中

また、一般に、利用計画がある民間所有地に対し、本市がこの土地を必要とする場合及び本市の計画に必要な場合を除き、活用策を市側から積極的・一方的に提言することは考えておらず、中電ビル跡地についても活用策を提言する考えはない。

中国電力から具体的な活用策が提案された中国電力旧鳥取支店跡地



村山 洋一
(新政会)

鳥取中央変電所の建設について

問 姫路・岡山・鳥取3市は歴史的にも一体感があり、姫鳥線開通も考えると、3市が共同、連携してはどうか考えるかが。



国富 三郎
(新政会)

陰陽共栄圏の樹立について

問 先日、開催の期成同盟会と中国電力との意見交換会で、中国電力は屋内変電所とふれ合いホールの建設案を提案された。私は、地元の一ズや景観に配慮した建設案と考えるが、市長はどう考えているのか伺う。

私は、具体的な施設の計画が示されたことで、議論がより具体的にになり、住民が計画に対して意見を提示しやすくなったと思っっている。問題の解決に向けて、双方が引き続き真摯に話し合いを続けてもらいたいと願っている。

答 (市長) 姫路市とは姉妹都市交流があり、岡山市とは自治連の結びつきや、中四国の各県庁所在都市での災害相互援助協定もあり、交通網の整備も進んでいる。具体的には、3市での共同の取り組み、観光推進・物産交流も考えられ、市民交流に根を置き、分野を広げ展開をしていくことが望ましく、道州制をにらんだ取り組みとしても非常に重要であると思う。鳥取自動車道開通も視野に置き、鳥

都市交流

清州市との交流について



佐々木 紘一
(市民クラブ)

問 韓国・清州市とのチャーター便等の19年度の交流計画と、長期展望を伺う。

答 (市長) 韓国のチャーター便の計画は、市民の皆さんの要望を踏まえて関係団体とも協議をし、実施の可能性を検討したい。

今後の交流の展望については、文化・行政等の交流だけでなく、今年2月に日韓産学官連携交流フォーラムを開いたが、技術開発や経済交流



清州市立舞踊団による公演の様子

取・姫路を主軸に岡山との関係拡大を考えたい。改めて都市間交流の意義や効果、目指すものを幅広く検討し、本市の活性化、発展に結びつけていきたい。

という基本認識に立って産学官における連携を推進していきたい。親善協会組織については、清州市にも韓日親善協会の忠清北道支部が存在するが、鳥取方面との交流がないのが現状で、今後、課題として話し合いを行いたい。これに関連して、産学官連携を踏まえ、民間的な活動に、幅広く実らせていきたいと思う。

農林業

市行造林について



福田 幹右
(清和会)

問 松林が枯れると山が荒れ、それから手を入れるのは大変である。松林について、負担割合が地元負担10分の2の国事業である森林環境保全事業に取り組んで欲しいと考えるが、いかがか。

答 (農林水産部長) 市行造林地の内、松の造林地は、契約期間の45年から50年の内、締結後30年から40年しか経過しておらず、契約期間が来ていない状況であり、また、新たな植栽や後の管理を考えると経費が多額になることもあり、現在の松を伐採して、別の樹種に転換することは困難ではないかと考えている。いずれにしても、造林地

の松林の状況は、現場によって様々だと思っており、切つて次の樹種を植えるのか、あるいは松が持ちそうなのか、現地の状況を十分確認して、地元の地権者と検討したいと考えている。

山間地域の振興について



上紙 光春
(清和会)

問 山間地域の振興は、林業なくしてあり得ないと認識している。特に、木材の搬出経費の削減と間伐等を助長する作業道の布設が急務であると考えてるがどうか。

答 (農林水産部長) 作業道の



林業の振興に不可欠な作業道

整備は、森林施業に欠かせない基盤整備であり、現在国・県の補助を受け、受益者負担が20%となるよう措置を行い、整備を進めている。平成17年度に8路線、今年度は11路線を整備予定で、地元要望にほぼ満額を予算措置しているが、年度中途の要望にも対応するよう努めている。

問 間伐材の搬出について、県事業で森林組合に対し間伐材1mにつき4,300円の搬出販売経費の支援があり、本市も昨年度2,990mの補助を受けている。この事業は本年度までのため、県に事業継続を強く要望している。

その他

市税の課税ミスについて



中島 規夫
(清和会)

問 市税の課税ミスについて、なぜ起き、その後の対応状況はどうなっているか。また、ミスを公表することにより、市民も自己浄能力があると感じると思うが、市長の考えは。

答 (総務調整監) 肉用牛の売却所得のある者が税の特例を受けられる場合、申告書では把握できず、課税漏れが生じたためである。18年度の課税段階で漏れが分つたもので、対象者11名へ訪問、説明を行ったところである。本市の課税漏れによる場合、対象者宅へ訪問、事情説明を行い、支払方法についても、要望があれば分割納付などにより対応している。

事業・予算執行状況について



山下 武雄
(新政会)

(市長) 公表の基準を設け、関係者とも協議の上、共通理解を得たいと考えている。市民への信頼回復が重要な課題であり、公表の取り扱いはについて検討の上、内容を周知したいと考えている。

問 我が国の経済動向と地方への影響について、また本年度上期の主要事業及び予算の執行状況と、今後の見通しについて伺う。

答 (市長) 国全体では景気は回復基調だが、県内の経済動向は横ばい状態で、本市においても停滞状態である。この経済情勢の中、景気好転に向け地域経済の活性化、それによる税収を確保していきたい。また、経済効果が上がるよう事業の

個人情報保護・情報公開について



上杉 栄一
(こう風)

早期執行に努力していく。

(副市長) 主要事業の予算執行状況は、CATV整備事業が59・7%、図書館情報管理システム統合事業が93・3%、自治会活動活性化支援補助金が38・9%などとなっている。どの会計も昨年同様の執行状況で、合併後も大きな混乱なく事業執行ができており、今後も計画的な事務事業の執行に努めたい。

問 個人情報保護と情報公開について、敬老該当者名簿や学校の緊急連絡網が作成できない等の過剰な反応について伺う。

答 (市長) 敬老該当者については個人情報保護を配慮しつつ、地域の実態をかんがみ、現実的な対応として誓約事項遵守等の条件をつけて、要望のあった地区社会福祉協議会に提供をし

ているという状況である。個人情報、利用と保護の適正を図ることが重要であり、本人の意向を配慮しながら、他に流用、転用されないことを前提に、現在の取り扱いが1つの手段と理解している。当面現行の取り扱いを行うが、今後、国のガイドラインの見直しや、類似の問題について本市で別のよい手段が考えられる場合は、地域の意見も聞き、対応を考えていきたい。

投票率向上の取り組みについて



両川 洋々 (民世会)

問 今回の市議選用ポスター掲示板は、縦1列4名で、高さ2.3mとの事。そのため、上段まで届くよう、掲示板設置の責任者である選挙管理委員会で、604カ所のポスター掲示板に脚立などを設置されるのか伺う。

答 (選挙管理委員長) 長さ約8mにも及ぶ掲示板の場所設定にも苦慮しており、縦を3区画とすれば横10m以上となり設置できなくなる箇所が増えることから、縦は4区画としたいと考えている。選挙管理委員会、事前にポスター掲示場の横に脚立等を準備しておくことは管理上難しいと考えるし、空き地のない道路に面している掲示場については、交通の妨げにもなり備え付けも出来ない。そのため、手の届きにくい区画に当たられた候補者には、足場となるものを準備されるようお願いしたいと考えている。

賀露・湖山池周辺地区の悪臭について



森田 紘一郎 (市民クラブ)

問 悪臭防止法は、矛盾を含んでいる法と見ており、地域事情に合った法の解釈や規制の仕方ができるよう、法律を変える運動やデータを持って強力に働きかけられるような姿勢がある

か、伺う。

答 (環境下水道部長) 人間の鼻で感じる臭気指数とアンモニア濃度は、法律で定められた1つの基準であり、市が条例で勝手に変えることは出来ない認識している。

(市長) 臭気対策は、重要な課題として事業者に最善の対策をとるよう指導しており、最近の賀露地域での養鶏場における新しい対策の効果も見極める必要があると思っています。

臭気問題について、規制区域を設け、地元も入って話し合いの場を持ち、情報も共有できる体制で行っており、今後も臭気対策を進めたいと考えている。

若者の雇用について



田村 繁巳 (公明党)

問 若者の正社員・非正社員雇用の格差の是正は、少子化対策においても重要な課題であると思うが、重要

施策と位置づけ、取り組み考えがあるか市長に伺う。

答 (市長) 若者の雇用形態、所得の格差が人口増加対策の面で十分留意されるべきだということであるが、若い世代の方がまちに魅力を持ち、新たに創出された雇用場に就職して安定した生活基盤を築くことができる条件をできるだけ整えていきたい。

総合的に人口増加対策に取組む中で、若い人の雇用の問題、企業を含めた子育ての環境づくり、また経済的負担の軽減、特に他市において実施される住宅費補助などは対策の一環と考えるので、これら取り組みについて検討を進め、実施を図っていききたい。

鳥取城建設について



河越 良二 (こう風)

問 史跡鳥取城跡附大岡ヶ平保存整備基本計画が3月に策定されたが、鳥取城の



第1段階の復元整備を予定している大手筋

建設の進行状況と今後のスケジュールについて伺う。

答 (教育長) 本年度は検討委員会を設置し、保存整備実施計画の策定を進めている。この実施計画では、復元整備の第1段階である大手筋の基本設計、利活用推進方法、長期的学術調査のあり方を明示する。具体的には、鳥取西高の学校整備との調整のため、県教育委員会と調整を図っている。

大手筋について、来年度以降、個別の建物の復元設計を進めたい。それぞれ文化庁の許可を得るため史実に基づく精密な復元設計を目指し、早期に実現したい。そのためにも、鳥取城跡の認知度を上げ、市民の関心をより高めるような取り組みが重要と考える。

市民サービスの向上について



西田 正人 (清和会)

問 市民への職員のサービスの向上について、ISO9001に関連して相次ぐ不祥事の再発防止措置とその効果について伺う。

答 (副市長) 再発防止措置は、主査・副査と関係課の二重チェックを実行している。業務手順改善後、昨年度発生した事例は再発していないので、有効に機能していると考えている。

(市長) 問題が生じた際ISO9001に基づき改善策を考え、徹底して効果を検証することは大変重要である。本市では、現在、公金管理事務と職員が行う他団体の会計処理事務について、QMSプロセスの導入により問題が起らないよう対応している。今後関係各課が連携をとり業務上のミスの再発防止、事務改善の取り組みを進める。

委員会報告等

9月定例会において付託された「平成17年度各会計決算認定」が賛成多数で認定されました。採決にあたり決算審査特別委員会及び企業会計決算審査特別委員会から報告された主な意見・要望等を掲載します。また、中心市街地活性化に関する調査特別委員会から報告された要旨を掲載します。

決算審査特別委員会

① 収納率

平成17年度は、滞納整理室の設置、管理職による夜間訪問徴収など、全庁的な取り組みにより努力された。

その結果、市税の収納率が92・84%、単純比較で前年度比0・39ポイント上昇。国民健康保険料の収納率が82・92%、単純比較で前年度比2・51ポイント上昇した。

滞納者に対しては、コミュニケーションを大切に、徴収方法などに配慮し、さらなる粘り強い努力に期待する。

② 予算執行状況

補正予算において、時間的に余裕がありながら減額対応をせず多額の不用額を出したり、執行状況の把握が遅れた例などが、多く見受けられた。

財政的に厳しい状況の中、適切な予算執行と管理支所と本庁との緊密な連携強化を求める。

補助金・負担金については、各種団体を支援するための補助的な性格のものが負担金として支出されていた例がある。合併時に引き継いだ各種補助金・負担金の目的など再確認され、適正化を図られることを望む。

③ 遊休財産の活用

現在、未利用の市有地が見受けられる。将来的な活用策があるにしても、まずは現在利用されていない財産の洗い出しをする必要がある。売却、貸し付けを含めて遊休財産の活用方針を検討され、有効活用を図られることを強く要望する。

④ 行政監査の必要性

厳しい社会情勢の中、効果的・効果的な市政運営を行うため、行政監査は重要

である。全庁的な内部監査制度の確立を望む。

⑤ 温泉を活用した観光振興

本市が取得している吉岡温泉の温泉権を活用する事業が、平成17年度に停止した。早急に具体的な説得力のある活用策の提案を強く望む。

また、温泉は本市における重要な観光資源であり、各温泉地の連携も含め、温泉を活用した観光振興の具体案を提示されることを強く要望する。



審査が行われている決算審査特別委員会

9月定例会附議案議決結果

案件名	議決結果
平成17年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について	認定
平成17年度鳥取市水道事業決算認定について	認定
平成17年度鳥取市工業用水道事業決算認定について	認定
平成17年度鳥取市病院事業決算認定について	認定
平成17年度鳥取市介護老人保健施設事業決算認定について	認定

企業会計決算審査特別委員会

水道事業

長引く景気の低迷や節水の意識の向上など、使用水量の大きな伸びが期待できない状況の中、屋内漏水調査業務の一部外部委託による職員の削減や高金利対策による企業債の借り換えを

行うなどの努力の結果、収益的収支では、純利益・經常収支比率とも前年度を上回った。適切な業務運営がなされたものと評価した。

② 水道料金の未収金対策

前年度に比べ、現年度分・過年度分とも収納率が低下しており、早期の滞納整理対策が望まれる。分割納付の促進などによる収納率の向上を求める。

③ 有収率の向上

平成17年度の有収率は91・2%と、前年度に比べ0.7ポイント低下している。老朽管や鉛製給水管の更新を積極的に推進することで有収率の向上を求める。

病院事業

① 決算状況
国の医療費抑制政策による患者の負担増や、薬剤の長期投与が可能になったことにより、収益の確保は厳しい状況が続いている。

その中で、身障者用駐車場の増設、高度な医療機器の更新、経営診断コンサルタント業務の委託など、医療サービスの向上を図りながら、業務の効率化と経費の節減に努められた結果、

医療収益と医療費用を対

比した医療収支比率が101・6%となったことは高く評価する。

② 未収金対策

過年度未収金・未収金の不納欠損処分額については、前年度に比べて増加している。診療未収金が発生しないよう専属の徴収員の設置の検討など、一層の収納業務の改善を求める。

③ 医師の確保

新医師臨床研修制度の導入の影響などにより、難しい状況であるが、地域医療の充実をはじめ、病院経営に大きな影響を及ぼす課題である。引き続き関係機関との連携を強化し、医師の安定的な確保を求める。

※有収率：供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。

中心市街地活性化に関する調査特別委員会

① 定住促進

居住人口の回復は中心市街地再生のためには重要である。

定住対策により、中心市街地の人口を増加させた金

9月定例会で審査された陳情

陳情

《採択となったもの》

- ・酪農・集落営農・WTO 農業交渉に関する陳情
- ・養鶏場の悪臭対策に関する陳情
- ・障害者自立支援法に関する要望についての意見書提出を求める陳情
- ・鳥取中央変電所建設問題に関する陳情

《一部採択一部不採択となったもの》

- ・地元零細企業の育成支援に関する陳情
(採択：第2項・第3項、不採択：第1項)
(第1項の不採択理由) 入札を公平に行う必要があるため

《不採択となったもの》

- ・カジノ合法化と風俗産業活性化を国に求める陳情
(理由) 現時点で、国において合法化されておらず、実現の可能性がないと判断したため
- ・「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書提出についての陳情
(理由) 国の施策進行状況に反するため
- ・業務委託の要望についての陳情
(理由) 本市と岩美町との協定に基づいた業務であり、本件は岩美町が判断し、解決されるべき問題である。
- ・被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める陳情
(理由) 国の重要な課題であり、国政の場で十分検討されるべきものであるため
- ・宝木行政サービスコーナー廃止による宝木地区の過疎化拍車防止策と、郵便局周辺の環境整備に関する陳情
(理由) 必要性がないと判断したため

《継続審査》

- ・中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情
(理由) 内容について、さらに継続して調査研究が必要のため
- ・「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情
(理由) すでに日本郵政公社の方針は出されているようだが、さらに調査研究する必要もあるため。
- ・日本郵政公社の集配局廃止計画の中止を求める意見書提出を求める陳情
(理由) すでに日本郵政公社の方針は出されているようだが、さらに調査研究する必要もあるため。
- ・障害者が必要な福祉サービスを受けるための条件整備についての陳情
(理由) 内容について、さらに継続して調査研究が必要のため

沢市の事例がある。

具体的数値目標を示し、積極的な取り組みを求める。

② 商店街等の活性化

歴史・文化・芸術・温泉など、地域の特徴ある活用策への支援が重要であり、そこにしかない体験、感動が集客効果を高め、にぎわい創出と求心力回復となる。

空き店舗対策、一店一品運動などの支援策の検討、各商店街の市(いち)の開催など、地元が中心となる。

た活性化策を求める。

③ 改正中心市街地活性化法

改正法では、国の認定を受けた基本計画に基づく事業に対し、新たな支援措置が講じられる。

今後は、専門的なタウンマネージャーなどを中心に、郊外を含めたまち全体を総合的に考え、国への申請を急ぐことを求める。

④ 改正都市計画法

改正法では、大型店の出店が、さらに制限された。本市においては、これ以

上の大型店の出店には歯止めをかける必要がある。大

資本の総取り的な商売は、中心市街地の均衡ある発展には、マイナス要因が多々あると思われる。

現状の下では、地元業者との共存共栄が図れる条件整備を要望する。

⑤ まとめ
主役は、市民や民間事業者。中長期的なビジョンを早期に示し、市民との協働による検討・推進体制を確立する必要がある。

人事〈同意〉

教育委員

・山口朝子(新任)

固定資産評価員

・足立博文(人事異動)

人権擁護委員

・山根たか子(新任)

・中嶋武士(新任)

(敬称略)

鳥取県四市議会議員研修会

8月21日(月)に県内4市の市議会議員による研修会が、鹿野町老人福祉センターで開催され、県内各市より92名の市議会議員が参加しました。研修会では、全国都道府県議会議長会前議事調査部長の野村稔氏より「地方議会の活性化と政務調査費について」と題した講演が行われ、これからの求められる議員などについて、豊富な経験に基づいた話があり、参加議員は熱心にメモを取るなど研さんに励みました。



県内の市議会議員92名の参加を得て開催された研修会

平成 18 年 9 月鳥取市議会定例会附議案議決結果（予算・条例・その他）

区 分	議案番号	案 件 名	議決結果
予 算 (6 件)	145	平成 18 年度鳥取市一般会計補正予算(第 3 号)(補正前 81,842,307 千円 補正額 964,023 千円 補正後 82,806,330 千円)	原案可決
	146	平成 18 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算(第 1 号)(補正前 618,362 千円 補正額 5,200 千円 補正後 623,562 千円)	原案可決
	147	平成 18 年度鳥取市下水道事業費特別会計補正予算(第 2 号)(補正前 10,493,465 千円 補正額 25,000 千円 補正後 10,518,465 千円)	原案可決
	148	平成 18 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第 2 号)(補正前 15,468,254 千円 補正額 901,498 千円 補正後 16,369,752 千円)	原案可決
	149	平成 18 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第 1 号)(補正前 11,061,455 千円 補正額 172 千円 補正後 11,061,627 千円)	原案可決
	150	平成 18 年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算(第 2 号)(補正前 85,305 千円 補正額 1,870 千円 補正後 87,175 千円)	原案可決
条 例 (9 件)	156	消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (消防組織法の一部改正に伴い、関係条例の引用条文の整理を行うもの)	原案可決
	157	鳥取市知的障害児通園施設設置条例の全部改正について (児童福祉法の一部改正に伴い、利用者負担金を徴収する等の規約を設けるもの)	原案可決
	158	鳥取市監査委員条例の一部改正について (地方自治法の一部改正に伴い、監査委員の定数に係る関係条例の引用条文の整理を行うもの)	原案可決
	159	鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について (道路運送法の改正により、市が行う自家用有償旅客運送について、所要の措置を行うもの)	原案可決
	160	鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について (障害者自立支援法附則規定に基づき、障害者デイサービス事業を市の該当事業から廃止するもの)	原案可決
	161	鳥取市特別医療費助成条例の一部改正について (健康保険法の一部改正に伴い、新設された入院時生活療養費に係る一部負担金を特別医療の助成対象からはせずもの)	原案可決
	162	鳥取市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用の手続き、利用料金等について定めるもの)	原案可決
	163	鳥取市国民健康保険条例の一部改正について (一定以上の所得を有する 70 歳以上の者の療養の給付に係る一部負担金及び出産育児一時金の額の改定を行うもの)	原案可決
そ の 他 (7 件)	164	鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部改正について (青谷町勝部財産区議会の廃止に伴い、審議機関として勝部財産区管理会を設置するもの)	原案可決
	165	鳥取市の特定の事務の鳥取湖山北郵便局における取扱いに関する規約の変更について (宝木行政サービスコーナー廃止に伴う宝木郵便局での証明書交付業務の一部取り扱いに関し、日本郵政公社と協議するため規約の変更を行うもの)	原案可決
	166	鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について (鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員定数変更のため 28 人→18 人)	原案可決
	167	業務委託に関する協定の締結について (秋里下水終末処理場の脱臭設備等増設に関する建設工事業務委託 契約金額 850,000,000 円 契約相手方 日本下水道事業団)	原案可決
	168	工事請負契約の締結について (鳥取市立城北小学校校舎増築(建築第一工区)工事 鉄筋コンクリート造 4 階建 契約金額 601,876,800 円 契約相手方 大和・懸樋・八幡特定建設工事共同企業体)	原案可決
	169	工事請負契約の締結について (鳥取市立城北小学校校舎増築(建築第二工区)工事 鉄筋コンクリート造 2 階建 契約金額 162,540,000 円 契約相手方 都市建設・ジューケン特定建設工事共同企業体)	原案可決
	170	損害賠償の額及び和解について (平成 15 年 6 月 17 日、鳥取市国府町町屋で発生した交通事故について和解するもの)	原案可決
人 事 (3 件)	171	鳥取市教育委員会委員の任命について (平成 18 年 10 月 8 日任期満了 1 人(新任))	同 意
	172	鳥取市固定資産評価員の選任について (人事異動に伴う固定資産税課長異動のため)	同 意
	173	人権擁護委員候補者の推薦について (平成 18 年 9 月 30 日任期満了他 2 人(新任))	同 意
議員提出 (5 件)	9	鳥取市校区審議会条例の一部改正について	原案可決
	10	ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書の提出について	原案可決
	11	障害者自立支援法に関する意見書の提出について	原案可決
	12	WTO 農業交渉に関する意見書の提出について	原案可決
	13	鳥取市議会委員会条例の一部改正について	原案可決

お詫びと訂正

前号 12P に記載いたしました議決結果の議案番号 5 の議決結果が誤っておりました。お詫びして訂正します。
正しくは、「原案可決」です。

ビデオの貸し出し

一般質問のビデオを貸し出します。ご希望の方は、議会事務局へお申し出下さい。
平成 17 年 3 月定例会分から DVD での貸し出しも可能になりました。

申込先：市議会事務局調査係
〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 番地
TEL (0857) 20-3343

※この日程は変更になる場合もありません。

28 日(木)	27 日(水)	26 日(火)	25 日(月)	24 日(日)	23 日(土)	22 日(金)	21 日(木)	20 日(水)	19 日(火)	12 月 18 日(月)
討論・採決・閉会	委員会	質疑・委員会	一般質問	休 会	休 会	一般質問	一般質問	一般質問	休 会(議案調査)	開 会・提案説明

次回定例会のお知らせ